

2 障害福祉関係

令和2年度障害者福祉専門分科会審査部会の活動概況について (障害者更生相談所)【資料2-1】

第1審査部会では、身体障害者手帳の交付の可否やその障害等級について審査いただいており、令和2年度は、24回の審査部会を開催し、のべ386件の審査をしていただいた。結果については資料に記載のとおりである。

第2審査部会では、身体障害者手帳の診断を行うことのできる医師の指定及び取り消し、障害者総合支援法に規定に基づく、指定自立支援医療機関のうち、育成医療及び更生医療にかかる医療機関の指定及び取り消しについて、審査をしていただいている。令和2年度は、資料に記載のとおり、4回の審査部会を開催し、医師の指定、更生医療機関及び育成医療機関の指定についての意見をいただき、指定を行った。なお、医師及び医療機関ともに取り消しにかかる案件はなかった。

「第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画」の策定について (障害施策推進課)【資料2-2・2-3】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「第6期堺市障害福祉計画」及び「第2期堺市障害児福祉計画」を一体的に策定した。

策定にあたっては、本市の附属機関である「障害者施策推進協議会」に「障害福祉計画策定専門部会」(以下「専門部会」という。)を設置し、令和2年9月から12月までの間に、計5回の専門部会を開催。その後、令和3年1月～2月にかけて、パブリックコメントを実施し、令和3年3月、この計画を策定した。

この計画は、障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児サービス等の提供体制の確保について目標を検討し、サービスの種類ごとの必要見込量及びそれらの確保のための方策等を定めている。

また、この計画の基本理念は、「障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと生き活きと輝いて暮らせる社会の実現」としており、取組の基本方針は、「障害者の人権の尊重、自己決定権の尊重」、「ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した支援の展開」、「社会的障壁の除去、必要かつ合理的な配慮の行きわたる共生社会の実現」としている。

取組の基本方針や国の基本指針をふまえ、障害者の人権尊重、個人を尊重した支援を展開する。また、サービスを通じた社会的障壁の除去、「地域共生社会」の実現をめざした施策を推進していく。

この計画を着実に実施、施策・事業を円滑に進めていくため、PDCAサイクルによる計画の進捗管理を行い、計画の効果的かつ継続的な推進を図っていく。